

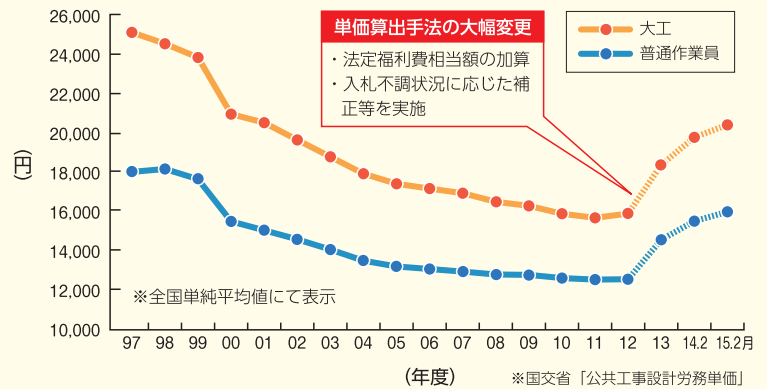
なぜ
賃上げ

安全・安心な住宅のため 建設技能労働者の減少に歯止めを！

国土交通省は設計労務単価を引き上げ、技能労働者の「処遇改善」に

国土交通省は公共工事の設計労務単価を4年連続で引き上げ、2015年は、2012年度比で28.5%増となりました。2013年には、15年以上下落傾向が続いた賃金を大幅に引き上げ、本人負担分の法定福利費を加算。設計労務単価が本来、事業所の経費を含まない、労働者に支払われるべき賃金であることも明確にしました。事業主が負担する法定福利費は経費として受け取れるよう改善し、適正な賃金の支払いと労働者の社会保険加入を促しています。技能労働者の処遇改善がどうしても必要だからです。

公共工事設計労務単価の推移 (円/1日8時間当たり)



さらに「法定福利費」を含めた適切な賃金支払いを民間にも要請

国土交通省は、元請企業に対して適正な賃金と法定福利費、経費などを含んだ「通常必要と認められる原価」に満たない額での請負契約が建設業法(19条3)に違反することを通知。民間発注者にも、法定福利費相当額を含まない契約が建設業法に違反すると「ガイドライン」で示しています。

施主・発注者の皆様

私たち建設技能労働者は、良質で安心の住宅や安全に欠かせない社会資本など、地域建設業に生きがいと誇りを持って携わってきました。

若い人が建設業への入職をためらい、働き盛りの職人も生活が成り立たず離職していくような危機的状況から、ようやく、技能労働者の処遇改善に国と業界をあげた取り組みが始まっています。

どうか、建設労働者・職人が培ってきた技能を発揮し、住宅や地域の安全・安心を将来にわたって支えていくことができますよう、皆様のご理解をお願い申し上げます。

